

特区により民泊は拡大するはずだったが…

## 国家戦略特別区域法 第13条

【旅館業法適用除外】

## 現実には…

規制緩和は難産し、その間には脱法業者の運営する「**ヤミ民泊**」が横行

# “車の両輪”の双方に問題

## ① 現行法の遵守

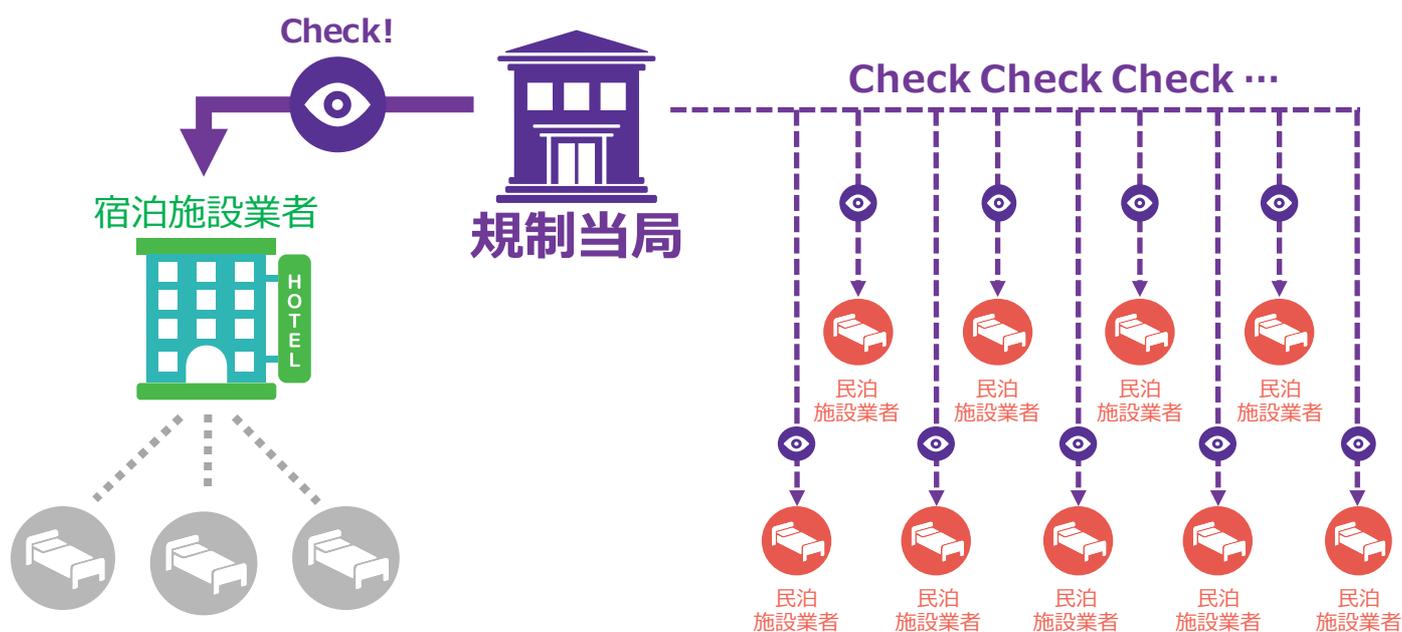
「ヤミ民泊」の撲滅

## ② 民泊規制改革

観光立国に向けた施策

何が難しいかと言うと・・・

シェアリングエコノミーは供給サイドが圧倒的に増加



したがって・・・7

# プラットフォームの責務が鍵



掲載物件の  
遵法責任

物件/利用者に  
関する情報開示

ルール変革時には不利益を被る人たちがいる  
シェアリングエコノミーの未来の為に必要なのは

## 公平・公正な競争環境

~~やったもん勝ち~~

~~ヤミ民泊の追認~~

「透明性の確保」と「秩序の構築」に、IT活用の提言

# ITを活用した新制度の整備

## 1 宿主・宿泊者の身分確認記録保持

そして、情報を活用した脱法者の排除

## 2 IT活用で登録処理の簡素化

不必要な手間や面倒が多いと「ヤミ民泊」の増加に繋がる

## 3 対象物件の要件緩和

(門戸を広げる代わりに技術で質を担保)

物件の広さで縛るのではなく、ニーズを汲んだ上で透明性を担保する

# 私どもの考え

## プラットフォームを通じた遵法の徹底と開示義務を

少子高齢化が進展するなか現在820万戸有ると言われている空家の数は今後益々増加し、今よりもさらに大きな問題になる可能性をはらんでいます。そのような中、観光立国政策の奏功によって引き起こされた宿泊施設供給不足の解消手段として、今ある資産を有効に利活用すること、そしてそれらの有効な運用の為にITを活用することは、わが国の国際競争力を維持する上でも大変重要な課題であると考えます。

事実、時代の先行きを見据えて企画・立法された国家戦略特区法13条は、わが国の宿泊分野におけるシェアリングエコノミー実践の試金石として2年近く前に施行されました。ところが、せっかく企図された規制緩和の運用は、地域における条例の制定という部分で難産し、その間に脱法業者の運営する所謂「ヤミ民泊」は隆盛を極めています。

なぜでしょう？

それは、現実に起こっていることに関する情報開示と、ルール違反者へのケジメ（と、それを行わせる法的な根拠）が決定的に不足していたからです。事実一般の人々の知らぬ間に勢力を拡大したヤミ民泊業者たちの多くは、これまで殆ど摘発されることもなく今この瞬間も旅館業法を遵守してきた善良な事業者の築いた市場へのフリーライドを謳歌しています。業界の規制に限らず何かのルールを変えるときには必ず不利益を被る人達が一定数出ることは避けられません。しかし、これら不利益を被る人達の納

得感なくして規制緩和は本当の意味では為し得ないでしょう。つまり、新しいルールが出来た暁に、これまで違法に積上げられた事業の素地が何ら制裁を受けることなく追認されることはあってはならないのです。

じつは、この透明性の確保と秩序の構築こそが、シェアリングエコノミーにおいてITが果たすべき最重要な役割であると私どもは考えます。

規制改革は必ずしも今ある姿を緩める方向ばかりに行使されるべきではなく、公平・公正な競争環境を整備するためには、締めるべきところは締めたいと、法令を遵守する善良な事業者が切磋琢磨できる競争環境をつくるのが大切なのです。

従来型の事業モデルとは違い、シェアリングエコノミーの世界では、供給側における参加者の数が圧倒的に増加します。斯様な環境下で業法に違反しているヤミ民泊業者をモグラ叩きのごとく摘発するには限界がありますし、それがひいてはケジメの不足、不公平感を生み出します。

シェアリングエコノミーの世界における秩序と、公平な競争環境の形成には、その市場を広くカバーする立場にあるプラットフォームこそが、遵法の徹底の為に強力なツールとして活用されるべきであり、プラクティスに問題のある業者にはしかるべき制裁を与えられる様な法的な根拠の設定がわが国の未来のためには必要であると私どもは考えます。